

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 防災階層の構築

[総務部]

1 防災階層に基づく災害に強いまちづくり

災害時に効率的で安全性の高い防災対策を推進するため、防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進する。

防災階層とは、防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図るものである。防災階層においては、各階層で自立的に防災対策を推進するとともに、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

2 防災階層の設定と位置づけ

(1) 市の区域

- ア 災害対策本部の設置
- イ 医療救護拠点の設置
- ウ 災害ボランティアセンターの設置
- エ 集積中心拠点の設置

(2) 防災ブロック（支所）

- ア 災害時において、安全な広域の指定避難所の設置
- イ 福祉避難所の設置
- ウ 災害時における地域医療救護拠点（医療救護副拠点）の設置
- エ 災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄
- オ 災害時の生活に必要な地域物資集積拠点（集積副拠点）の設置
- カ 災害時における地域ボランティア拠点の設置

(3) 防災地区（指定緊急避難場所単位）

- ア 災害時において、安全な指定緊急避難場所及び指定避難所の開設
- イ 避難所運営体制の構築
- ウ 災害時における地区医療救護所（医療救護地区拠点）の設置
- エ 災害時の生活に必要な地域物資輸送拠点の設置

(4) 防災の基本単位（自治会等）

- ア 地震時において、安全な一時集合場所の設置
- イ 災害時における自治会員の安否確認体制の構築
- ウ 災害時において、避難誘導や救助活動等を担う自主防災組織の結成
- エ 災害時における救助や消火活動に必要な防災資機材の整備

第2節 防災拠点の整備

[総務部、健康福祉部、文化・スポーツ部、教育委員会]

災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災拠点の整備

災害発生時において、災害対策を企画・立案・実施する施設を防災拠点と位置づける。市役所（東庁舎を含む。）を防災中心拠点、各支所を防災副拠点、小中学校を防災地区拠点と位置づけ、必要な整備を図る。

(2) 情報通信拠点の整備

災害発生時において、市民への情報伝達及び避難所との連絡調整並びに県等への報告・応援要請などの災害に関する情報を統括する情報通信拠点を次のとおり整備する。

市役所を情報通信中心拠点、各支所を情報通信副拠点、小中学校を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震性の確保と情報通信機器（衛星携帯通信施設整備など）の整備を図る。

(3) 医療救護拠点の整備

市立の病院や診療所を災害時における本市の医療救護活動の拠点として整備を図る。

(4) 集積拠点の整備

総合運動公園を援助物資の集出荷を担う集積中心拠点とする。また、災害特性を考慮し、集積中心拠点を補完する位置づけとして、運動公園等を集積副拠点として整備を図る。

(5) 輸送拠点の整備

物資等を各地域の避難所まで効率よく輸送（配送）するため、各防災地区の小中学校を輸送拠点として整備する。

(6) 食料供給拠点の整備

市立給食センターを食料供給拠点として位置づけ、災害時において各避難所に食料を供給する拠点として整備を図る。

(7) ボランティア拠点の整備

東近江市福祉センターハートピアを市のボランティア中心拠点（災害ボランティアセンター）と位置づけて整備を図る。また、必要に応じて、社会福祉協議会の各事務所をボランティア副拠点として位置づけて整備を図る。

(8) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

災害時における市民の生命の安全確保を図るため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設、小中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として位置づけ、必要な整備を図る。

(9) ヘリポートの整備

現在指定されている緊急時離発着場（緊急時ヘリポート）の活用を含め、防災ブロックにおおむね1箇所以上のヘリポートを確保する。

(10) 救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受入れるための施設として、総合運動公園及び長

第2編 災害予防計画
第1章 災害に強いまちづくりの推進
第2節 防災拠点の整備

山公園を本市の救援活動拠点と位置づけ整備を図る。

(11) 災害廃棄物処理拠点（災害廃棄物仮置場）の整備

災害により発生した多量の廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活環境を確保するとともに被災地の速やかな復旧、復興をするため、廃棄物の処理拠点を確保する。

第3節 道路・橋梁及びオープンスペースの整備

[都市整備部]

災害時において、道路は避難路、緊急物資の輸送路、救援活動等の通行路として機能するばかりでなく、地震時における火災延焼を抑制する機能等を持っている。また、公園・緑地は、地震時に発生する火災から市民の安全を確保する避難場所として機能するとともに、火災の延焼を抑制する機能を併せ持っている。

市街地において、道路及び公園等の整備を推進し、地震に強いまちの形成を図る。

1 道路の整備等

(1) 市街地等

- ア 都市計画道路事業を推進する。
- イ 生活道路の計画的な整備を進め、狭あい道路等の解消を図る。
- ウ 道路幅員の拡幅等に努め、避難路としての防災機能の向上を図る。

(2) 山地部

道路交通の安全と円滑な運行の確保を図るために、落石等の危険箇所や岩盤崩壊危険箇所等に対して、防災対策や維持管理を計画的に進め、安全な道路整備に努める。

2 防災道路の構築

市街地における都市計画道路の整備を推進することにより、災害発生時における道路交通の確保や市街地火災の延焼遮断効果を強化し、都市の防災化に努める。

(1) 都市計画道路

都市計画道路を整備する際には、それぞれの道路で必要とされる交通機能や空間機能に応じた幅員を確保するとともに、緑化（植樹帯）によって、災害時における避難路として整備を推進する。

(2) 災害時における緊急輸送道路や避難空間として市道の整備を進める。また、市街地内における主要道路沿道の建築物については、耐火・耐震建築物として建設促進を指導していくことにより、大規模災害発生時等における有効な防災空間としての機能確保を図る。

3 橋梁の整備

橋梁の新設及び拡幅に当たっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。また、既設橋梁で著しく老朽化の進んでいるもの及び出水期に流失等のおそれがある橋梁については、補修や架け替えを図る。

4 公園・緑地の整備

公園・緑地は、震災時においては、火災などが発生した場合の防火帯及び一時的な避難場所となるオープンスペースである。よって、市街化区域内で街区公園及び近隣公園の整備を推進し、防災機能の向上に努める。

第4節 市街地整備の促進

[都市整備部]

既成市街地で木造住宅等が密集し、大規模地震発生時に火災の発生する危険のある地域については、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金を活用し、道路、公園等の公共施設の整備された災害に強いまちの形成を図る。

第5節 建築物の防災性向上

[都市整備部]

地震、台風等による建築物の倒壊等の災害や火災による延焼を防止するため、建築物の耐震化や不燃化を促進する。

既存建築物の耐震化については、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした、「東近江市既存建築物耐震改修促進計画（平成28年3月）」に沿った対策を推進する。

1 公共建築物の耐震化

公共建築物の多くは、災害時に、防災拠点や避難場所としての役割を果たすことが期待されており、これまで優先的に耐震化を図り全施設の耐震化を完了した。今後これらの機能が十分発揮され続けるよう、定期的な維持保全に努める。

- (1) 災害時において避難施設となる小中学校等の公共施設に係る定期点検を実施し、施設を常時適切な状態に維持するよう努める。
- (2) 庁舎等の防災拠点となる施設については、災害時における機能維持のため、停電時に備えた非常用電源の確保に努める。

2 民間建築物の耐震化等

(1) 耐震診断及び耐震改修の推進

地震から人命を守るうえで最も有効な対策は、「倒壊しない住宅等の建築物を整備すること」という阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、新耐震基準適用以前（昭和56年以前）に建築された建築物については、市で想定される震度6強以上の地震が発生した場合、倒壊する危険性が極めて高い。このため、耐震診断と耐震改修を促進し、人的被害を回避することが必要であり、市民に住宅等の耐震性向上の重要性について啓発し、耐震改修の促進を図る。

(2) 落下防止対策の強化

地震の揺れにより窓ガラスや外装材等が落下し、歩行者に被害を与えるおそれがある建築物については、落下防止措置の必要性を啓発する。

(3) 家具の転倒防止対策の強化

地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、市民に対し家具類の安全対策の必要性を啓発する。

(4) ブロック塀転倒防止対策の強化

地震によって塀が倒れると死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、発災後の避難や救助・消火活動にも大きな支障が生じる可能性があり、市民に対し「ブロック塀の点検のチェックポイント」（国土交通省）を用いた安全点検等について周知し、危険なブロック塀等について撤去や補強の必要性を啓発する。

3 特殊建築物の防災対策

学校、病院、大規模小売店舗等の大規模な特殊建築物で、現行の建築基準法に合致していない既存不適格建築物については、地震、火災等の災害から人命を保護するため、県と連携し、耐震改修、防火改修等の必要な改善策への取組を指導する。

第6節 緊急輸送体制の整備

[総務部、都市整備部]

大規模災害の発生に備えて、緊急物資・資材等の確保並びに搬送及び各種災害応急対策の円滑な実施を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

1 道路の整備方針

- (1) 県に要請して、広域道路網の耐震化に重点を置いた整備促進を図る。
- (2) 災害時における緊急輸送道路の指定及び整備を推進する。
- (3) 指定避難所をはじめ、市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進するとともに、緊急輸送道路等のネットワーク化や代替性の確保を図る。
- (4) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路、ヘリポート等とを結ぶ道路の整備に努める。

2 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備え、緊急輸送道路を次のとおり指定し、緊急輸送道路の整備を図る。

- (1) 第1次緊急輸送道路（県指定）
 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- (2) 第2次緊急輸送道路（県指定）
 市庁舎、応援拠点（警察、消防、自衛隊等）、医療拠点（病院等）及び集積拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ道路
- (3) 第3次緊急輸送道路（市が指定）
 市が指定した防災拠点と第1次及び第2次緊急輸送道路とを結ぶ道路

【表 市域の緊急輸送道路】

緊急輸送道路の種別	道路名等
第1次緊急輸送道路（県指定）	名神高速道路、国道8号、国道421号等
第2次緊急輸送道路（県指定）	国道307号等
第3次緊急輸送道路（市が指定）	市の防災拠点と第1次、第2次緊急輸送道路を結ぶ道路

緊急輸送道路：資料編5-1参照

3 緊急時ヘリポートの指定

- (1) 災害により交通が寸断された場合又は緊急を要する場合に備え、緊急時ヘリポートを指定する。
- (2) 緊急時ヘリポートへのアクセス道路を緊急輸送道路として整備するよう努める。

緊急時ヘリポート：資料編5-2参照

4 集積拠点及び輸送拠点の指定

災害時における物資受入れ、保管及び配送のため、集積拠点及び輸送拠点をあらかじめ指定し整備を図る。

集積拠点及び輸送拠点：資料編4-3参照

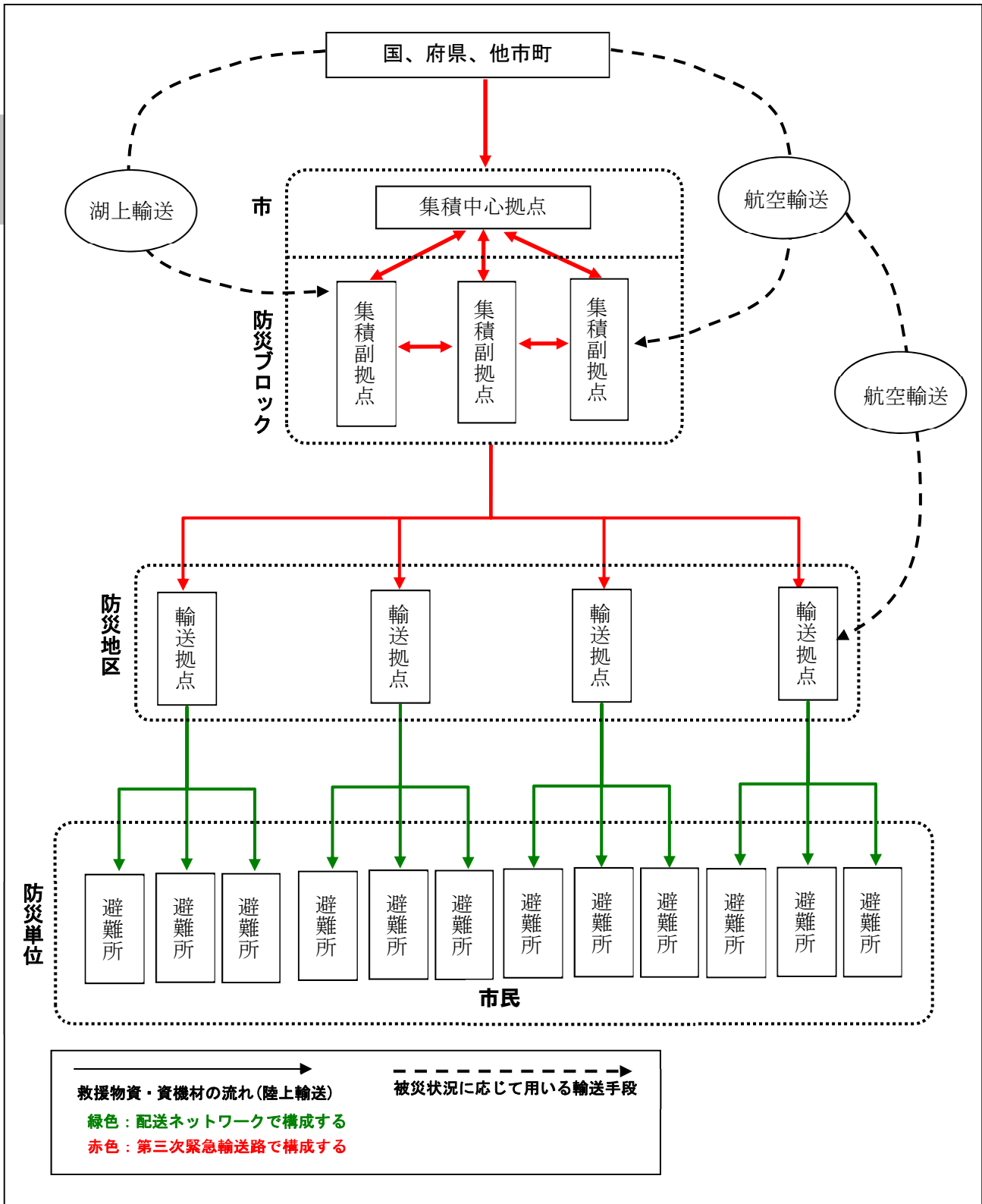


図 救助物資・資機材の輸送ネットワークの基本的な考え方

第2章 防災体制の整備

第1節 防災組織体制の整備

[総務部]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び地域住民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

1 東近江市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、東近江市防災会議を設置し、防災対策を推進する。

東近江市防災会議条例：資料編1-2参照

東近江市防災会議委員：資料編3-1参照

2 東近江市災害対策本部又は災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市域内における災害対策に対処するため、東近江市災害対策本部等を設置する。

東近江市災害対策本部条例：資料編1-1参照

3 本市における災害対策組織の種別

災害の発生状況等に応じて設置する本市の災害対策組織は、次のとおりとする。

- (1) 警戒体制（1号及び2号）
- (2) 災害警戒本部
- (3) 災害対策本部

4 本部会議

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議、決定するため、本部員により構成される「本部会議」を設置する。

5 本部事務局

災害警戒本部及び災害対策本部には、本部体制を円滑に運営するため本部事務局を設置する。本部事務局は、本部会議が決定した方針に基づく対策の実施等を指揮する。

6 現地災害対策本部

土石流等の災害が発生し、現地において必要な対策を実施する必要がある場合、東近江市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

第2節 情報連絡体制の整備

[総務部、企画部]

災害が発生した場合に備え、災害情報の収集・連絡体制をあらかじめ確立する。

1 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

(1) 気象予警報

気象予警報は、彦根地方気象台が発表する情報を県防災行政無線により収集する。

なお、情報収集漏れを回避するため、テレビ、ラジオ等による情報確認等を併せて実施する。

(2) 雨量情報及び水位情報

雨量及び水位情報は、各観測所のデータ、各河川の水位情報を河川カメラや県の防災情報システム等により収集する。また、必要に応じて現地調査を実施し、現地の状況を把握する。

(3) 地震情報

地震情報は、彦根地方気象台が発表する情報を県防災行政無線により収集する。

なお、情報収集漏れを回避するため、テレビ、ラジオ等による情報確認等を併せて実施する。

(4) 被害情報

被害情報は、市職員、消防団及び市民からの情報収集並びに被害調査を基本とする。

2 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達は、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートの多重化を図る。

(1) 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達は、県防災情報システム及び県防災行政無線で行う。

防災行政無線等の状況：資料編7-1参照

(2) 市民への情報伝達

市民への情報伝達は、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。また、停電時や電話やインターネット等にアクセスが集中する状況にも対応できる有効な情報伝達手段について、常に最新の知見を収集し、導入について検討を重ねる。

ア 自治会及び自主防災組織を通じた情報伝達（有線電話）

イ 広報車による情報伝達（あらかじめ広報文を作成する）

ウ テレビ、ラジオ、CATV等の放送による情報伝達（放送依頼）

エ 市ホームページ等のインターネットによる情報伝達

オ 携帯端末の緊急速報メールによる情報伝達

カ 防災情報告知放送システムによる情報伝達

キ メール、SNS等による情報伝達

第3節 相互応援体制の整備

[総務部]

市内に、大規模な災害が発生した場合、市の防災体制だけで対応することが困難となることが想定される。このため、あらかじめ他自治体等との間で相互応援協定を締結し、大規模な災害に備える。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。

1 相互応援協定締結の推進

大規模災害が発生した場合、広域の自治体間で相互に支援する体制は極めて有効であり、県内外を問わず、広域に自治体間の相互応援協定の締結を推進する。

相互応援協定は、災害で被災し、本市の防災力では十分に応急対策が実施できない場合に、他自治体に応援要請し、応急対策の円滑な実施を確保するために定めたものである。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 応援要請の内容

応援市町に要請する応援の内容は、以下の人員、物資等とする。

- ア 災害対策業務に従事する人員の派遣
- イ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の提供及び斡旋
- ウ 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供及び斡旋
- エ 救援及び救急活動に必要な車両等の提供、斡旋等

東近江市における災害時の応援協定締結一覧：資料編2－1参照

(2) 応援要請等の手続

応援を受けようとする場合は、以下の事項を明らかにして要請する。

- ア 被害の状況
- イ 物資、資機材等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ウ 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

2 消防相互応援協定締結の推進

消防本部と連携し、消防相互応援協定の締結を拡大し、相互応援の充実を図る。

3 企業及び団体等との協定締結の推進

災害時に応急対策活動を速やかに実施するためには、民間の力を最大限活用することが不可欠であり、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達するために、以下の協定締結を推進し、災害に備える。

- (1) 災害時における必要物資の確保
- (2) 災害時における防災資機材、車両等の提供
- (3) 災害時における人材の確保
- (4) 災害時における情報発信の代行等

東近江市における災害時の応援協定締結一覧：資料編2－1参照

第2編 災害予防計画
第2章 防災体制の整備
第3節 相互応援体制の整備

4 受援体制の整備

災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理するとともに、県が作成する「滋賀県災害時受援計画」の内容に基づき、災害時受援計画及びマニュアルを作成する。また、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。

第4節 災害時における被災自治体支援体制の整備

[総務部]

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制をあらかじめ整備しておく。

1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

(1) 支援対策本部

災害対策本部の本部会議に準ずる。

(2) 支援対策本部事務局

支援対策本部に本部事務局を設置する。

2 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
広域一時滞在場所の提供	公営住宅入居、被災者の受入
ボランティアの募集及び派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供及び保健師の派遣	
避難所運営の支援その他の支援	

第5節 災害記録及び防災対策に関する資料の収集・整理の推進

[総務部]

市の災害対応に関する記録や防災対策に関する資料は、防災研究や災害対策の基礎となるデータであり、今後のまちづくり施策や防災計画等に活用できるものである。

これらのデータ収集、整理及び分析について、以下の3点を柱に進める。

- (1) 災害時の市の対応や県等の防災関係機関との情報交換等の記録
- (2) 防災に関する図書、資料等の収集、整理及び公開
- (3) 地籍調査の推進

第6節 業務継続計画策定の推進

[総務部]

業務継続計画とは、災害又は事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画である。

以下の諸点を踏まえ、情報通信技術部門と全庁的な業務継続計画の策定を推進する。

1 市業務継続計画の作成

市は、大規模な地震が発生した場合にも市民生活への影響を最小限とし、速やかに窓口業務等を再開するため、「東近江市業務継続計画（BCP）【震災編】」（平成28年2月）を策定している。計画は、市組織の改編時等、必要に応じて見直しを図り、現状を反映した内容を維持するものとする。

(1) 情報通信技術部門の業務継続計画の策定

災害時において、地方公共団体のみが保有する市民、企業等に関する情報を消失させることは、必ず回避すべきことである。消失した場合に元の状態に戻すことが不可能な情報にどのようなものがあるかを把握し、最低限のバックアップをすることは、情報通信技術部門としての責務である。また、バックアップが同時に被害を受けては意味がないため、県外等、同時に被災しない場所への保管、出先機関等での本体とは別の保管、さらに、データを通信回線で結んだ遠隔地に設置した外部記憶装置等に保存するなどにより、信頼性の高い高度なバックアップを実施する。

(2) 全庁的な業務継続計画の策定

災害時においても市民生活に必要な業務を継続することは自治体の役割として重要であり、非常時優先業務として、以下の業務を選定している。

ア 災害応急対策業務

イ 優先通常業務

(3) 業務継続で定める事項

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、以下に示す6要素があげられる。市はこれらの6要素を、業務継続計画の中であらかじめ定めておくものとする。

【表 業務継続計画の特に重要な6要素】

定めるべき事項	概要
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。
(2) 市役所が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	市役所が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。

2 市が保有するデータの適切な管理

日常の業務において、市民や事業者等に関して多くの重要な情報を扱い、日々更新している。地震等の災害時にも、市が管理している情報については適切に保持することが必要である。

今後も、耐震性のある場所へ市の重要データを保存し、また、停電時にも確実にシステムが作動できるよう環境を維持するものとする。

第3章 防災救助施設等の整備

第1節 防災資機材等の整備

[全部局]

本市において、災害発生時の被害を最小限にとどめ、また、災害対策活動を適切に実施するため、防災資機材の整備を推進する。

1 防災資機材備蓄の推進

災害応急対策を適切に実施するため、以下により防災資機材の備蓄を推進する。

(1) 確保すべき防災資機材の種類

ア 生活関連資機材

仮設トイレ、発電機、投光器等

イ 災害対策用資機材

(ア) 応急給水用資機材

(イ) 炊き出し用機器

(ロ) 医薬品等

(ハ) 感染症等対策用資機材

(ニ) 水防用資機材

(ホ) 消防用資機材

(ヘ) 土木用資機材

(ト) 建設用資機材

(チ) 災害廃棄物処理用資機材

(リ) 水道施設用資機材

(ニ) 下水道施設用資機材

(シ) その他

(2) 防災資機材の備蓄方法

防災資機材の備蓄は、市が直接備蓄する以外に、民間企業における流通備蓄や借上げ協定締結による備蓄を推進する。

ア 市の備蓄

イ 流通備蓄

ウ 借上げ協定締結による備蓄

2 防災資機材調達体制の整備

災害応急対策の迅速な実施を確保するため、流通備蓄及び借上げ協定締結による備蓄を有効に活用することとし、防災資機材販売業者及び建設業者等との間で災害時における防災資機材提供に関する協定の締結を推進する。また、災害時における応急対策工事を迅速に実施するために、あらかじめ次の措置を講じておく。

(1) 応急工事に必要な施工技術者及び技能者の現状把握並びに緊急時における動員方法

(2) 地元建設業者の現状把握及び緊急時における協力要請方法

第2編 災害予防計画
第3章 防災救助施設等の整備
第1節 防災資機材等の整備

- (3) 応急工事に必要な資機材の確保
- (4) 建設機械等の現状把握及び緊急時における調達の方法

東近江市における災害時の応援協定締結一覧：資料編2-1参照

第2節 食料・生活物資供給体制の整備

[総務部、都市整備部]

大規模な災害が発生した場合、被災者のために食料品や生活必需品等を確保し、遅滞なく供給することが必要となる。このため、市内の各地区に非常食料等を備蓄するための倉庫を整備し、必要量の備蓄に努める。また、併せて流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町への応援要請等を検討し、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

1 物資確保対策

市は、広域交通及び市内交通網に大きな被害が生じ、物資の補給ルートが遮断される事態の発生に備えて、次の対策を実施する。

(1) 物資の確保

ア 市の備蓄

食料・生活必需品等の物資について備蓄計画を定め、備蓄を推進する。

なお、備蓄に当たっては、品目によってローリングストック方式による備蓄を実施する。

☞ローリングストック方式：食料や水等を使いながら、消費しながら、その都度、それを補充して、総量を維持していく方法である。消費分を新しく補充することで、総量を維持しさらに更新が出来る。期限切れを起こさない利点がある。

備蓄倉庫一覧：資料編4-1参照

備蓄一覧：資料編4-2参照

イ 市民の備蓄

市民に対し、災害発生後1週間分程度の飲料水、食料品、生活用品等を各家庭で備蓄するよう広報等を通じて指導及び啓発する。

なお、備蓄に当たっては、ローリングストック方式による備蓄を奨励する。

ウ 流通備蓄

市内外の商品販売事業者等と災害時における物資提供に関する応援協定の締結を推進し、緊急時における物資調達体制を整備する。

エ 県備蓄等

県及び他府県からの緊急時における物資調達について、協力体制を整備する。

オ その他

県外を含め、広域市町と物資その他についての相互応援協定締結を推進する。

(2) 補給ルートの確保

ア 国及び県に要請して、緊急輸送道路の耐震化や通行機能の確保について整備を促進する。

イ 備蓄倉庫、指定避難所など市内の各防災拠点を結ぶ道路交通網の整備に努める。

2 確保すべき物資の種類

多数の避難者等の生活支援を行うために必要な以下の物資の備蓄を推進する。

- (1) 食料
- (2) 飲料水
- (3) 毛布
- (4) トイレ資機材
- (5) 生活用品

第2編 災害予防計画
第3章 防災救助施設等の整備
第2節 食料・生活物資供給体制の整備

寝具、炊事道具、衛生用品、光熱材料等

(6) 医薬品等

3 備蓄品の管理

備蓄品の管理は、担当部局において実施し、適宜補充、更新するものとする。また、備蓄品の増減等、備蓄数量を変更したときは、その内容を防災危機管理課へ報告する。

第3節 給水体制の整備

[水道部、総務部、市民環境部、教育委員会]

本市において、災害発生時の被害を最小限にとどめ、応急給水活動を適切に実施するため、愛知郡広域行政組合と連携し、応急給水体制の整備を図る。

1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保

応急給水活動を適切に実施するため、以下により応急給水用の給水源を整備し、給水用資機材の確保を図る。

(1) 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽等の整備

- ア 小中学校に受水槽兼用災害時飲料用貯水槽整備の推進
- イ 災害対策用井戸の整備

(2) 災害時の給水に協力可能な井戸の確保

本庁及び支所単位に給水可能な井戸の確保を図る。

- ア 酒造業者その他井戸を所有する事業所
- イ 現に井戸を飲料用として使用する個人

(3) 応急給水用資機材等の整備

災害時の給水活動を適切に実施するため、以下の応急給水用資機材等の確保を図る。

- ア 給水車
- イ ポリタンク及び組立式給水タンク
- ウ 可搬型発電機及びエンジンポンプ
- エ 仮設給水栓
- オ 飲料水（ペットボトル入り）

備蓄一覧：資料編4-2参照

2 各家庭及び事業所並びに病院及び社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

(1) 各家庭及び事業所における飲料水備蓄等の促進

- ア 自家用井戸の点検・保全の促進
- イ 1人1日3リットル1週間分の備蓄促進
- ウ 風呂水の溜め置き促進
- エ ローリングストック方式による飲料水備蓄促進

(2) 病院及び社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等促進

- ア 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備促進
- イ 各家庭及び事業所に準ずる備蓄等の促進

第4節 ごみ・し尿等処理体制の整備

[市民環境部、健康福祉部]

大規模な災害が発生した場合、市民の健康状態の悪化や感染症の発生、大量のごみや汚物等による環境の悪化が予想される。このため、県、中部清掃組合及び八日市布引ライフ組合と連携して、災害時の防疫及び保健衛生並びにごみ及びし尿処理体制について整備を推進する。また、災害によって大量に発生することが想定されるがれき等の災害廃棄物については、東近江市災害廃棄物処理計画に基づき処理する。

1 防疫体制

- (1) 災害時に迅速に防疫活動を実施するため、あらかじめ防疫活動体制を整備する。
- (2) 市のみでは対応できない場合に備え、他市町からの応援体制を検討する。
- (3) 大規模な浸水被害が発生した場合の防疫体制を整備する。
- (4) 必要な防疫資機材及び薬剤を確保する。

2 災害廃棄物処理体制

- (1) 東近江市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理チームを設置し、処理を行うための組織体制及び指揮命令系統を構築する。
- (2) 災害廃棄物の仮置場の確保と収集運搬体制及び民間事業者等との応援体制を構築する。

3 し尿処理体制

- (1) 八日市布引ライフ組合だけでは対応できない場合に備え、他市町からのバキューム車等の応援体制を整備する。
- (2) 必要数の仮設トイレを確保する。

4 保健指導

感染症の発生に備え、十分な保健指導を行うため、他市町からの保健関係職員の応援体制を整備する。

5 廃棄物処理施設等の整備

廃棄物処理施設は、災害時に発生する大量のごみ等を処理する施設として重要である。一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の整備並びに災害時における収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理等に係る防災体制の確立を図る。

- (1) 一般廃棄物処理施設に関する防災機能の整備
- (2) 廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備
- (3) 災害廃棄物の収集運搬ルート of 整備
- (4) し尿処理施設に係る災害時応急体制の整備
- (5) 災害廃棄物の仮置場の整備

ごみ処理施設一覧：資料編9-1参照

し尿処理施設一覧：資料編9-2参照

第5節 応急仮設住宅の設置のための備え

[都市整備部]

災害により住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を設置・供与することは、被災者の避難所生活の長期化を避け、生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのために、市は、平時から市有地を対象に応急仮設住宅の建設候補地の選定に努める。

1 応急仮設住宅を建設する適地の把握

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から適地を把握しておくことが重要であり、市は次の点に留意し適地の選定に努める。

(1) 二次災害の危険性の検討

崖の近傍や延焼等のおそれのある住宅密集地等、二次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

(2) 水道、電気、ガス等の設置条件の検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、又は仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの設備の設置が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分検討しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

2 民間賃貸住宅等の利用への備え

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅（賃貸型応急住宅）の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。

第4章 避難救助体制の整備

第1節 避難体制の整備

[総務部]

災害が発生した場合、迅速かつ円滑な避難により市民の安全を確保するとともに、避難者に対して適切な避難場所及び避難施設（以下、「避難施設」という。）を提供することが必要であるため、避難施設の整備等を推進し、避難体制の整備を図る。

1 避難施設の定義

災害時の避難施設について、以下のとおり定義する。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保するために、市が指定した場所又は施設を「指定緊急避難場所」という。

(2) 指定避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるために、市が指定した施設を「指定避難所」という。

(3) 福祉避難所

指定避難所での生活が困難な要配慮者のために設置する避難所を「福祉避難所」という。

(4) 一時集合場所

地震等の突発的災害による建物倒壊や火災から身の安全を守るとともに、近隣住民が集合し、安否確認を行う場所として、公園等のオープンスペースを自治会が指定する場所を「一時集合場所」という。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

災害から市民の生命を守るため、政令で定める指定基準を満たす避難施設を風水害、地震災害等の災害の種別ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

なお、指定に当たっては、次の方針に基づくこととする。

指定緊急避難場所・指定避難所：資料編6－1参照
福祉避難所：資料編6－2参照

(1) 方針

ア 指定緊急避難場所

(ア) 風水害時の指定緊急避難場所

a 原則として、水防法で指定される洪水浸水想定区域外に立地する施設とするが、洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設であること。

b 水害が発生するときは、土砂災害も同時に発生する可能性が高いため、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設であること。

(イ) 地震時の指定緊急避難場所

a 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒

区域外に立地する施設又は場所にあるものであること。

- b 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設であること。
- c 建物の倒壊や火災の影響を受けない場所又は施設であること。

イ 指定避難所

- (ア) 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、かつ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ロ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (ハ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (ニ) バリアフリーが整っており、個室など、福祉スペースを設けられる施設であること。

ウ 福祉避難所

- (ア) 要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設であること。
- (イ) 社会福祉施設や旅館・ホテル等との事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

(2) 管理者の同意

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者（市を除く。）の同意を得る。

(3) 県への通知

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

(4) 指定の取り消し

指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

(5) 住民への周知

広報紙、掲示板、パンフレット、市ホームページ等により、指定緊急避難場所及び指定避難所の場所を住民に周知する。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備

(1) 指定緊急避難場所の整備

ア 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害対策本部等との通信手段の確保に努める。

イ 設備等の整備

- (ア) 非常用照明施設及び非常用電源、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。
- (イ) 耐震性等の安全性確保に努める。

(2) 指定避難所の整備

ア 安全性の確保

指定避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化、補強工事、非構造部材の耐震化等を計画的に実施する。また、避難に使用する階段等の構造物や転落防止のための柵の整備について検討し、安全性を向上させる。

イ 要配慮者に配慮した施設整備

段差解消のためのスロープ、手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。

ウ 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

エ 非常用電源及び照明器具の確保

災害時の停電に備え、発動発電機等の非常用電源及び投光器等の照明器具の確保に努める。

オ 生活環境の確保

新設及び改修される際は、避難生活に必要なトイレ、シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。

4 多様な施設の利用検討

指定避難所が不足する場合に備え、指定緊急避難場所や指定以外の避難場所の利用を検討し、更に不足する場合は以下に掲げる多様な施設の利用を検討する。

- (1) 県有施設
- (2) ホテル、旅館等の民間宿泊施設
- (3) 隣接市町の施設
- (4) その他の施設

5 避難情報の発令

避難情報を的確に発令する基準や手順を整備し、災害時に迅速かつ円滑に避難情報を発令することにより市民の安全を確保する。

(1) 避難についての基本的考え方

自然災害を完全に抑えることはできないため、災害の態様を見極めつつ、適切に避難情報を発令することにより、市民の安全を確保する。

(2) 避難情報の種類

ア 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報は、以下の「警戒レベル」を付して発令することとし、的確な避難を確保する。

【表 警戒レベルを用いた避難指示等】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	備考
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保	市が発令
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示	
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難をする。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難をする。	高齢者等避難	
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性	

イ 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生や建物の倒壊等二次災害及び土砂災害の危険がある場合に発令する。

(3) 避難が必要な地域についての市民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該地域に居住する市民に対してハザードマップ等により周知を図るとともに、避難情報発令の基準、避難施設の位置、避難方法、市民が自主避難する際に役立つ防災気象情報等について周知徹底を図る。

災害の種別	避難対象区域
水害	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域（及び家屋倒壊等氾濫想定区域） 地先の安全度マップで浸水が想定されている区域 過去において浸水被害の発生した区域
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(4) 風水害時の避難判断・伝達マニュアルの作成

風水害時において、的確に避難情報を発令するため、避難情報発令の判断基準、手順等を具体的に定めた風水害時の避難判断・伝達マニュアルを整備する。

6 避難計画の作成の啓発

災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、あらかじめ風水害の危険のある地区ごとに、以下の内容からなる避難計画を作成する。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令に関する基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、避難対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難対象者及び割当方法
- (5) 避難所の運営担当者等避難所の管理運営方法
- (6) 避難所への給水、給食、生活必需品等の支給方法
- (7) 要配慮者に対する支援措置
- (8) 避難準備及び携帯品の制限等
- (9) その他必要事項

7 避難誘導體制の整備

(1) 避難経路の事前検討

災害時に市民が迅速・安全に避難することができるよう、あらかじめ自治会及び自主防災組織等と連携して避難経路を検討する。また、市民には、避難行動を開始する際の安全性の確認を必ず行うように周知する。(避難行動そのものが危険である場合は、自宅の安全な居室等に緊急に避難する等)

(2) 避難誘導體制の確立

災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自治会、自主防災組織等が連携し、要配慮者に配慮した避難誘導體制を確立する。

8 学校、病院、社会福祉施設等における避難対策

学校、病院、社会福祉施設等、集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防本部及び県警察等の関係機関と協議の上、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成し、速やかに避難できる体制を整備する。また、避難時は関係機関との連携を密にし、安全確保に努めるものとする。また、特に水防法に規定される洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法に規定される土砂災害警戒区域にある施設の管理者は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成し、市長に報告するとともに、「避難確保計画」に基づく避難訓練を実施する。

なお、「避難確保計画」を変更した場合についても市長に報告する。

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の報告
- (3) 計画の適用範囲
- (4) 防災体制
- (5) 情報収集・伝達
- (6) 避難誘導
- (7) 避難の確保を図るための施設の整備
- (8) 防災教育及び訓練の実施
- (9) 自衛水防組織の業務に関する事項

9 孤立集落化のおそれのある地域の避難対策

災害時に交通網の寸断等により孤立するおそれのある地域については、次の事項について

第2編 災害予防計画
第4章 避難救助体制の整備
第1節 避難体制の整備

あらかじめ計画を作成し、速やかに避難できる体制を整備する。

- (1) 臨時ヘリポートの指定
- (2) 耐災性の強い通信手段の確保

10 避難所運営体制の整備

災害時に指定避難所を円滑に運営するため、避難所運営体制の整備を図る。

(1) 市の対策

災害時における指定避難所の円滑な運営を確保するため、指定避難所の管理運営体制及び職員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

(2) 避難住民による自主的な管理

自治会及び自主防災組織等の避難住民を避難所運営の中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項については、あらかじめ「避難所運営マニュアル」を作成し、市と自治会、自主防災組織等の組織が協議して決定する。また、指定避難所となる施設の管理者は、指定避難所の管理運営に協力する。

(3) 男女双方の視点等への配慮

指定避難所の運営に当たっては、男性だけでなく女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

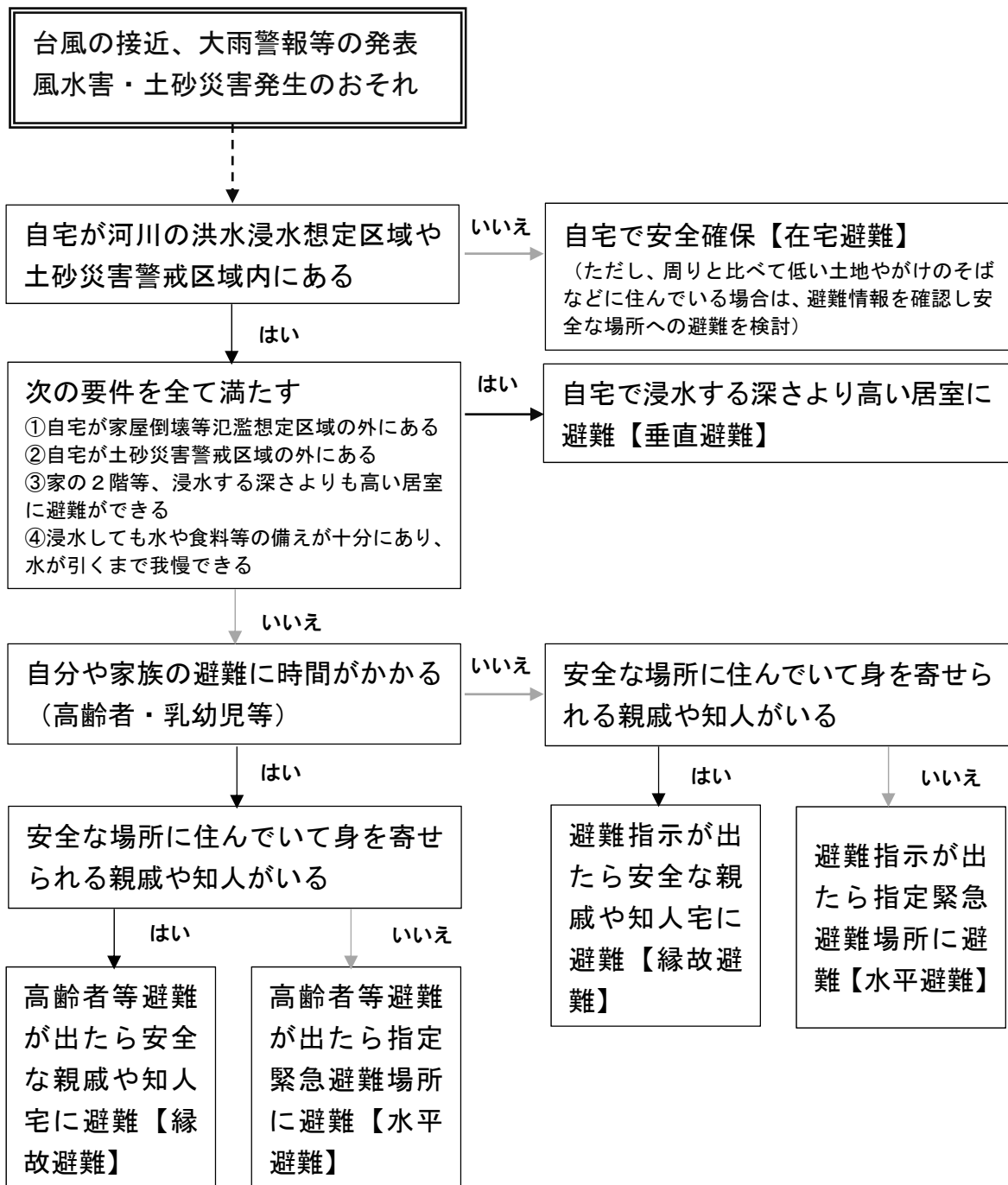
(4) 福祉スペースの設置

一般の避難者スペースでの避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、指定避難所である小中学校等の教室や会議室等を福祉スペースとして設置する。そのため、これらの対応を的確に実施できるよう環境整備に努めるものとする。

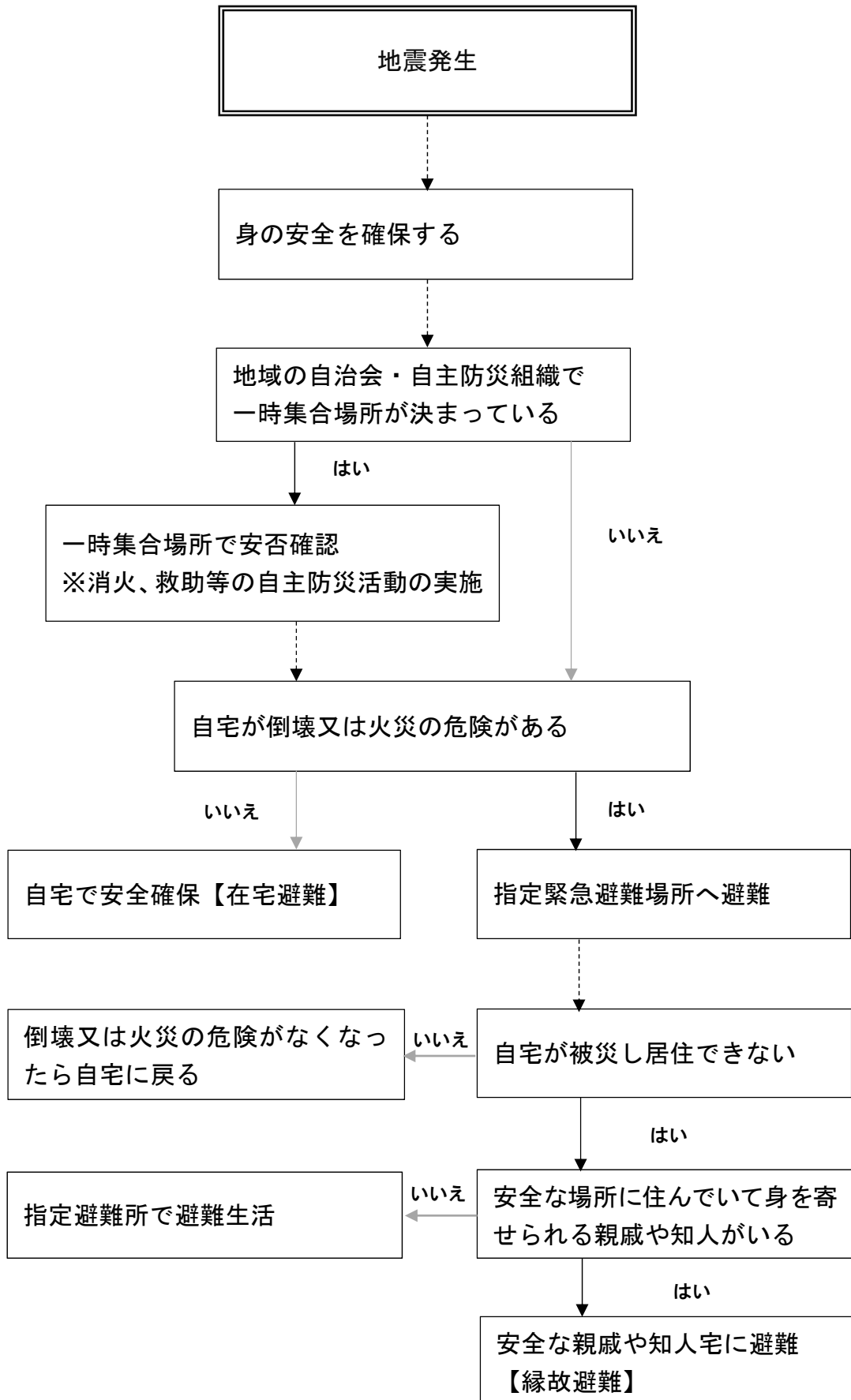
11 広域避難の実施及び受入れ

市域の被災が甚大であり避難者を市内で収容することが困難である等の場合、市外への広域避難及び広域一時滞在の実施を検討する。また、他市町又は県から避難者の受入れを求められた場合は、可能な範囲でこれに協力するものとする。

【風水害・土砂災害等の場合の避難フロー】



【地震時における避難フロー】



第2節 救急・医療・救助体制の整備

[健康福祉部]

地震等の大規模災害時には、建物の倒壊等により多数の負傷者の発生が予想される。そのような災害に備えて、医療救護体制を整備する。

1 災害時医療体制の整備

- (1) 近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。
- (2) 医療救護所設置予定場所の確保

大規模災害時における多数の負傷者の発生に対応するため、医療救護所の設置予定場所をあらかじめ確保しておく。設置予定場所は以下の場所とし、災害状況に応じて設置場所を定める。

- ア 集中して負傷者が出ている地域
- イ 指定避難所
- ウ 市の公共施設
- エ その他、医療救護所の設置が必要な場所

- (3) 県災害医療地方本部となる東近江保健所、地域災害医療センターである近江八幡市立総合医療センター及び東近江医師会等市内医療関係機関と災害時の医療体制を確立するため、平素から調整を図っておく。

2 医療施設・設備の整備

- (1) 医療機関と連携し、医療施設の耐震化を推進する。
- (2) 医療機関と連携し、医療施設の医療機器等の設置につき、転倒・転落防止対策を行うなど、大震災に耐えられるよう、整備を推進する。

市内医療施設一覧：資料編8-1参照

3 医薬品等の確保

- (1) 病院等との在庫協定
市内の病院との医薬品在庫協定締結に努めるとともに、東近江医師会等に対し、医薬品・衛生材料等の在庫積み増しについて協力を依頼する。
- (2) 相互応援協定
近隣市町、広域市町との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。
- (3) 医薬品供給業者との協定
緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

第3節 要配慮者支援体制の整備

[健康福祉部、総務部、企画部、こども未来部、都市整備部]

災害時における高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者に対する避難支援は、日頃から市民や自治会及び自主防災組織等の協力を得て、地域ぐるみの支援体制の構築に努める。

また、避難行動要支援者避難支援を迅速かつ的確に行うため、その支援対策を重点的に具体化した避難行動要支援者避難支援プランを策定し、取組を推進する。

1 要配慮者の避難支援

(1) 防災知識の普及

要配慮者及びその家族に対しては、パンフレット等の配布、地域の防災訓練等への積極的な参加などにより災害に対する基礎的な知識の普及に努める。

(2) 避難支援体制の整備

ア 緊急通報システム等の整備

独居老人等の安全確保のため、緊急通報システムの整備やその円滑な運用に努める。

イ 災害時における要配慮者への情報伝達体制の確立

多様な手段を活用した情報伝達を行うとともに、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者、介護保険事業者等による複数の情報伝達システムを形成し、要配慮者への情報伝達体制の確立に努める。また、情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 安否確認体制の確立

自治会、自主防災組織等による災害発生時における要配慮者の安否確認体制の整備に努める。

エ 生活支援体制及び健康管理体制の構築

要配慮者の特性に応じた支援体制及び健康管理体制の構築に努める。

(3) 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

ア 避難路の整備及び確保

社会福祉施設や避難所等に至るまでの避難経路を点検し、避難する際に障害となる箇所を抽出して、改善を図り避難路の安全確保に努める。特に、山間地域において生活道路となる国道及び県道については、県等に対して道路防災危険箇所の改善や迂回路の整備等を要望する。

イ 指定避難所のバリアフリー化

指定避難所となる施設については、施設利用、移動、情報伝達等について利用者の立場に立ったバリアフリー化を図る。

ウ 誘導標識

指定避難所への誘導標識等に、外国語や絵文字(ピクトグラム)、ローマ字併記による標示等を付け加えるなど、要配慮者に配慮した誘導標識の整備に努める。

(4) 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

食料品の備蓄は、要配慮者にも配慮したものとする。

第2編 災害予防計画
第4章 避難救助体制の整備
第3節 要配慮者支援体制の整備

備蓄が困難な場合は、民間企業等との協定締結などにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具など要配慮者に必要な生活用品等について確保に努める。

なお、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者自身が準備するよう周知を図る。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、必要な範囲において内部で共有するものとする。

ア 名簿の対象者

在宅者のうち、以下の者とする。

- (ア) 要介護1～5の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1級、2級又は下肢、体幹、移動機能障害3級を有する者
- (ウ) 療育手帳のA1、A2を有する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する者
- (オ) 人工呼吸器、在宅酸素、吸引器などを使用している難病患者で、滋賀県から情報提供があった者
- (カ) その他、支援が必要と思われる者

イ 名簿に必要な情報

災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定により、情報を収集する。

なお、名簿に掲載する項目は、氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所又は居所、世帯主、電話番号その他連絡先、避難支援を必要とする理由等とする。

ウ 名簿の更新

毎年1月1日を基準日として名簿を更新する。

(2) 名簿情報の提供

避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び地域支援者のこと。以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供する。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 避難行動要支援者に関する個人情報、無用に共有又は利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 避難行動要支援者名簿情報は、施錠可能な場所へ保管するよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導する。

3 避難行動要支援者の支援体制の構築

第2編 災害予防計画
第4章 避難救助体制の整備
第3節 要配慮者支援体制の整備

(1) 地域における支援体制整備

避難支援等関係者など多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。

(2) 個別計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するため、あらかじめ具体的な支援方法等を定めた個別計画の作成を進めるものとする。個別計画の作成は、以下の機関、組織等が相互に連携して実施する。

ア 市

避難行動要支援者及びその家族と避難支援等関係者に対し、個別計画の作成を支援する。

イ 地域

自治会及び自主防災組織等は、避難行動要支援者及びその家族とともに地域住民や福祉専門職等の協力を得て、個別計画の作成に努める。また、作成した個別計画に基づき、避難訓練等の実施に努める。

ウ 市社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等

市社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の福祉関係者は、個別計画の作成に協力する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

4 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等に次の対策を指導する。

(1) 避難計画の策定

災害時における入所者の避難方法、職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した避難計画の策定を指導する。

(2) 防災訓練の実施

避難計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう各施設での定期的な防災訓練の実施を指導する。

(3) 施設・設備等の安全点検

災害発生時に施設が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設の常時点検、火気使用器具についての安全点検を指導する。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分な場合がある。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを指導する。

(5) 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を指導する。

第2編 災害予防計画
第4章 避難救助体制の整備
第3節 要配慮者支援体制の整備

(6) 避難確保計画の作成等

水防法に規定される洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法に規定される土砂災害警戒区域にある施設の管理者は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成し、市長へ報告する。また、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

5 滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）との事前調整

要配慮者に対する福祉支援を行う滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）と円滑な連携ができるよう、平時から関係団体等との協力体制の整備に努める。

第4節 災害ボランティア活動の環境整備

[健康福祉部]

災害ボランティアは、災害時における被災者へのきめ細かな支援をはじめ、災害応急対策の一翼を担っている。こうした災害時におけるボランティア活動の環境整備を図るため、以下の取組を推進する。

1 災害ボランティアとの連携体制の整備

市社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修等の実施や登録制度の整備に努めるとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制及び災害ボランティアと市・市民が連携・協働して災害対策にあたる体制等の整備を推進する。

2 災害ボランティアコーディネーター等の育成

県、市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアコーディネーターの役割を担う人材の育成を推進する。このため、災害時の対応ノウハウに関する研修等を日本赤十字社滋賀県支部等の協力を得て実施する。

3 災害ボランティアセンター活動環境の整備

市社会福祉協議会と連携して、災害時のボランティアの活動拠点として、東近江市福祉センターハートピアに設置する災害ボランティアセンターの活動環境を整備する。災害ボランティアセンターの具体的な運営方法等について、市社会福祉協議会が県災害ボランティアセンターと連携した運営計画や「災害時のボランティア活動マニュアル」の作成等、災害時の体制を整備しておくものとする。また、安全な災害ボランティア活動環境を整備するため、市及び社会福祉協議会は、県と協力してボランティア保険制度について周知し、活用促進を図る。

4 ボランティア活動のPR

災害時におけるボランティア活動の重要性を踏まえ、「防災とボランティアの日（1月17日）」、「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」における各種イベント、ボランティアに関する各種研修、講座等の開催等を通じ、ボランティア意識の醸成及び啓発を図る。

5 専門ボランティアの環境整備

県、市社会福祉協議会等と連携して、災害時に専門ボランティアの円滑な受入れを確保するため、以下の取組を推進し専門ボランティアの環境整備を図る。

- (1) 専門ボランティアの登録促進
- (2) 専門ボランティア受入れ要領の整備

第5章 防災力の向上

第1節 自主防災組織の整備

[総務部]

大規模災害が発生した場合には、通信又は交通の途絶等の悪条件が重なり、地域によっては十分に即応できない事態の発生が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るために、市民による防災活動が必要となる。

平素から地域単位の自主防災組織の育成及び整備並びに組織率の向上及び活動の活性化を推進する。その際、女性の参画促進に努める。

1 自主防災組織の組織率の向上と活動支援

(1) 自主防災組織の組織率向上

ア 自主防災組織の整備

既存の自主防災組織に加え、自主防災組織未結成の自治会への働きかけを強め、自主防災組織の整備を積極的に支援する。

イ 普及啓発活動の実施

県やまちづくり協議会と連携し、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等により、市民や自治会に自主防災組織の重要性を啓発する。

ウ 自主防災組織の活動内容

(ア) 平常時

- a 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- b 情報収集・伝達、安否確認、初期消火、避難、救助・救護、避難所運営等の防災訓練の実施
- c 資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- d 地域の災害危険性の把握、避難施設及び避難経路の周知等
- e 避難行動要支援者の個別計画の作成

(イ) 発災時

- a 安否確認
- b 初期消火の実施
- c 情報の収集・伝達
- d 救助・救護の実施及び協力
- e 集団による避難の実施
- f 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- g 要配慮者に対する避難支援、安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織の結成及び活動を支援し、資機材の整備等について助成する。

資機材については、市の「東近江市自主防災組織補助金交付要綱」、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業等の制度を活用して、災害時の活動に必要な資機材を自主防

災組織単位に配置する。

東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱：資料編1－3参照

(3) リーダーの養成

県と連携して、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施することにより、自主防災組織活動の活性化を図る。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成につながるよう配慮する。また、各種地域コミュニティ活動の中心的な人材や元消防職員、元警察官、元自衛官等を発掘し、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。

(4) 自主防災組織の災害対応力強化

自主防災組織による防災訓練の実施を支援し、災害対応力の強化に努める。

2 事業所防災活動の推進

事業所は、その社会的な責任を自覚して、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と連携した防災体制の整備を推進するものとする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続並びに地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

市は、県と連携し、こうした取組に資する情報提供等を進め、今後特に重要となる事業継続計画策定を要請する。

第2節 防災知識の普及

[総務部]

災害時において被害を軽減し、応急対策活動を円滑に行うため、防災関係機関、団体及び施設の管理者並びに市民等に対する防災知識の普及及び市民が自らを守る（自助）とともに、お互いに助け合う意識（共助）を啓発するため、以下により防災知識の普及活動を実施する。

1 防災知識の普及事項

- (1) 災害と気象予警報に関すること。
- (2) 過去の災害の紹介
- (3) 言い伝えや教訓の継承

市は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、災害の教訓等を大人から子どもへ語り継ぐ機会を設け、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

- (4) 地域防災計画の概要
- (5) 災害予防に関すること。
 - ア 住宅の耐震化
 - イ 家具類の転倒及び落下防止措置
 - ウ 火気使用器具の点検整備
 - エ 消火器及び防火用水の準備
 - オ 非常用飲料水及び食料の備蓄
 - カ 救急医療品の備蓄
 - キ 生活必需品及び防災用品の備蓄
 - ク 防災講習会及び訓練への参加
 - ケ 家庭内での防災についての話し合い
 - コ 自主防災組織への積極的な参加
 - サ 避難施設の確認及び避難方法
 - シ その他災害予防に必要な事項
- (6) 災害時の心得
- (7) ボランティア活動のPR

2 防災知識の普及方法

- (1) 防災に関する講習会及び説明会の開催
- (2) 市広報紙等の印刷物による防災知識の普及
- (3) 防災マップによる防災知識の普及
- (4) 映画、スライド等による防災知識の普及
- (5) 防災情報告知放送システム、テレビ、ラジオ、インターネット等による普及
- (6) 火災予防運動を通じた火災予防知識の普及
- (7) 水防月間（5月）を通じた水防意識の啓発と高揚
- (8) 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

第3節 防災訓練の実施

[総務部]

市には、災害対策基本法に基づき、災害発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に留め、市域における防災活動を円滑に実施する責務がある。また、「自助・共助・公助の役割分担」を踏まえ、市民及び自主防災組織は、災害時に応急対策を自主的に実施できるように、日頃から知識や技術を体得することが必要である。特に、大震災等の場合、市民の役割は極めて大きな比重を占めると考えられる。

以上の観点から、大震災等の非常事態を想定した防災訓練を系統的に実施することとする。

1 総合防災訓練

市民、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施する。

2 各機関実施の訓練

- (1) 水防訓練：増水時等水害が発生した場合を想定した地域住民相互の合同訓練の実施
- (2) 消防訓練：同時多発火災等を想定した他市町との合同訓練の実施
- (3) 学校、病院、福祉施設等における訓練
- (4) 工場、大型店舗、商店街等における訓練
- (5) 自主防災組織の訓練
- (6) 地域ごとの防災訓練
- (7) 土砂災害に関する防災訓練：土砂災害警戒区域等における情報伝達訓練及び避難訓練の実施

3 機能別訓練

市職員向けには実地訓練と併せて図上訓練を実施する。

4 消防団教育訓練

消防教育基準に基づき、以下により消防団の教育訓練を実施するものとする。

- (1) 学校教育
消防団員の学校教育については、県消防学校において実施するものとする。
- (2) 消防訓練
 - ア 消防用機械器具操法訓練
 - イ 消防用機械操作放水訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 人命救助訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 出動訓練
 - ケ その他の必要な訓練

第4節 文化財の災害予防対策

[文化スポーツ部]

文化財は、貴重な国民的財産であり、文化財保存のためには、万全の備えが必要である。このため、文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策計画の策定、施設整備の推進、保護の普及、訓練及び現地指導を強化する。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、指導及び助言は、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくはその権限を委任され、又は指示を受けた県が行う。県指定のものにあつては、県又は指示を受けた市が行う。市指定のものにあつては、市が行う。

指定文化財：資料編12-2参照

(1) 立入検査

文化財保護対象物については、定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(2) 保護の普及及び訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財愛護の高揚を図るため、啓発活動を展開する。

(3) 自主防災管理体制の強化

防火管理者等に対して、防火研修会、講演会等を通じて、地震対策及び防災管理体制の確立を指導する。

(4) 文化財防火施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警備設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防車進入道路、保存庫等防災施設の設置及び改修について、国庫補助金、県補助金等により整備拡充の促進を図る。

(5) 自衛消防隊の育成

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図る。

(6) 火気の使用制限等

文化財保護対象物の建造物付近においては、たき火又は喫煙の制限について市民に周知し、出火防止を図る。

第6章 ライフライン施設等の災害予防対策

第1節 上下水道施設災害予防対策

[水道部]

1 水道施設の応急対策

水道施設の耐震化を推進し、災害による水道施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急措置による給水が可能となるように、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

- (1) 浄水場、配水池、管路、消火栓等の主要施設の点検と補修改良に努める。
- (2) 老朽管の布設替えを可能な限り推進し、管路の耐震性の向上に努める。
- (3) 各配水系統間の相互連絡を図る。
- (4) 配管、水質、機械、電気等の技術者及び配管、給水装置等の作業員の確保を図る。
- (5) 復旧用資機材の備蓄を図る。
- (6) 水道台帳や管路網図等の図面について電子化等を含めた整備を推進する。
- (7) 応急給水及び復旧体制の整備を図る。
- (8) 緊急措置訓練を実施する。
- (9) 緊急時の飲料水供給施設の整備を図る。
- (10) 他市町の水道事業との間で相互応援体制を整備する。
- (11) 水道工事指定業者との応援協定締結を推進する。

備蓄一覧：資料編4-2参照

2 下水道施設の応急対策

下水道施設は、市民の安全で衛生的な生活に欠かせないものであり、災害による被害の軽減を図るため、災害に強い下水道施設及び災害時の応急体制を整備する。

- (1) ポンプ場及び処理場の整備
 - ア ポンプ場及び処理場施設の耐震化及び施設のネットワーク化を推進する。
 - イ 停電に備え、自家発電機の調達及び燃料の確保を推進する。
- (2) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害によって広い範囲に閉塞、陥没等の被害が分散して生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と補修に努める。
- (3) 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるように、復旧資機材の備蓄に努める。
- (4) 緊急時措置訓練の実施

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、災害発生を想定して情報収集及び伝達、応

第2編 災害予防計画
第6章 ライフライン施設等の災害予防対策
第1節 上下水道施設災害予防対策

急措置等を含めた訓練実施に努める。

(5) 下水道関係業者との応援協定締結

緊急時における迅速な復旧を図るため、汚水収集運搬業者と災害時における応援協定締結を推進する。

備蓄一覧：資料編4-2参照

(6) 災害用マンホールトイレの設置

災害時に断水等で水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、災害用マンホールトイレを整備する。

第2節 電力施設災害予防対策

[関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社]

電力供給施設は、市民が日常の生活を営む上で欠くことのできない施設である。

このため、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、電力供給施設の耐震化等を推進し、災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防対策を推進する。また、大地震発生時の同時多発火災等を防ぐため、家庭での防災対策について啓発活動を実施する。

(1) 電気設備の災害予防

電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害、地震等別に災害予防対策を実施する。

ア 風水害対策

イ 雷害対策

ウ 雪害対策

エ 地震対策

オ 通信設備対策

カ 電気施設予防点検

(2) 災害対策用資材の確保及び輸送力の確保体制の確立

ア 所要資材需給計画の策定

イ 在庫流用を含む調達及び保有

ウ 輸送計画の策定

エ 運搬業者及び道路状況の把握

(3) 防災意識の高揚及び訓練

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、職員の防災意識の高揚を図り、災害対策を円滑に推進するため、防災訓練を積極的に実施する。

第3節 ガス施設災害予防対策

1 都市ガス施設災害予防対策

[大阪ガス株式会社]

被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造供給に係る設備面及び運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

(1) 耐震性の確保

ア 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

イ 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管及び鋼管並びにポリエチレン管を採用する。

(2) 二次災害防止のための設備

ア 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

イ ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロック化を迅速に行うため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

ウ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害の発生を防止し、また、屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

(3) 情報収集設備

ア 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらに増設を推進する。

イ 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進していく。

(ア) 移動無線系による通信体制の強化

(イ) 非常通信協議会との相互協力体制の充実

(ウ) 緊急時の通信統制のルール化

(4) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置等、組織体制及び初期活動要領を定める。

(5) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動

員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。また、各事業所においては、応援体制、設備の応急修理その他日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

(6) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

- ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置
- イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置
- ウ その他災害予防に必要な事項

2 液化石油ガス施設災害予防対策

[液化石油ガス販売事業者]

LPガス供給設備等については、災害発生の未然防止に努めるとともに、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、LPガス供給設備の維持管理並びに教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

(1) 保安体制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という）に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者は、保安体制及び非常体制の具体的措置を確立する。

(2) LPガス施設対策

ア LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準及び製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するための設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ LPガス供給設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

ウ LPガス消費設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報機の設置促進とヒューズコック等への取替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

(3) 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

(4) 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧又は応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

(5) 教育訓練

第2編 災害予防計画
第6章 ライフライン施設等の災害予防対策
第3節 ガス施設災害予防対策

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、L P ガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令及び保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

(6) 広報活動

ア 消費者に対する周知

消費者に対し、L P ガスの性質、使い方、ガス漏時の注意事項等について周知する。

イ 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、L P ガス供給設備並びにL P ガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図る。

第4節 通信施設災害予防対策

[西日本電信電話株式会社、東近江ケーブルネットワーク株式会社等]

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びにパニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。このため、電話等電気通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図るよう、電気通信事業者は、以下の災害予防対策を実施する。

(1) 電気通信施設の整備

- ア 電気通信設備等に対する防災設計
- イ 通信網の整備、多重化等による代替性の確保

(2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定し、応急対策用の機器、機材、車両等を配備する。

(3) 災害時措置計画の作成

災害時等において、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成しておくものとする。

(4) 防災用資材及び物資の備蓄と移送計画

- ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要となる資材及び物資について、あらかじめその品名及び数量を定め、保管場所を指定し、備蓄するように努める。
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材、物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。

(5) 災害による被害を回避又は最小限にとどめるため下記の措置を実施

- ア 情報連絡体制の強化・充実
- イ 関係設備の監視強化・充実
- ウ 関係設備の点検整備
- エ 応急復旧用機器、資材等の把握及び防御
- オ 回線等の応急措置の準備
- カ 災害発生危険設備の補強及び防御
- キ 工事中設備の防御及び二次災害防止策の実施
- ク 社員等の非常呼び出し及び出動体制の確立

第5節 鉄道施設災害予防対策

[西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社]

西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社は、災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査し、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

第6節 危険物施設等の災害予防対策

[東近江行政組合消防本部、液化石油ガス取扱機関、危険物関係施設管理者]

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）における危険物の貯蔵及び取扱い並びに運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、複雑化かつ大規模化している。

このような危険物施設等の災害を防止するため、消防本部及び県と連携して、危険物等施設の管理者に対して、施設の適正な維持管理計画の樹立と危険物施設等の保安管理の徹底を指導する。

1 災害予防措置

消防本部は、危険物貯蔵所、防火対象物等の予防査察及び災害予防上必要な措置については、消防法（昭和23年法律第86号）の定めるところにより実施する。

2 危険物等施設の対策

消防本部は、危険物による火災は燃焼速度が著しく速く、短時間に広範囲に燃え広がる危険性と消火が非常に困難であるという特性を考慮して、次の対策を指導する。

- (1) 危険物施設の適正な維持管理及び正しい危険物の貯蔵取扱いに努める。
- (2) 事故事例を研究し、事前検討を行う。
- (3) 危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を実施し、保安教育を行う。
- (4) 危険物災害発生を防止することを目的として危険物取扱い事業所等が組織している協会を通じて、関係者の自発的な防火意識の高揚を図る。
- (5) 立入り検査時、各種火災予防運動週間等に計画的な指導を行う。
- (6) 大地震発生時の危険物災害に即応する設備、資機材等の整備
 - ア 危険物火災等に備え、化学消火剤、設備、資機材等の備蓄を管理者に指導する。
 - イ 化学消火剤、設備、資機材等を保有する施設、民間業者等の実態を把握する。

3 液化石油ガス対策

消防本部は、液化石油ガス供給設備など、貯蔵タンクでのガス漏れ等の事故を防止するため、次の対策を指導する。

- (1) 滋賀県高圧ガス保安協会等の関係機関との緊密な連絡の徹底
- (2) 消防法第4条の規定に基づく立入検査等
事業所での保安管理、災害時の応急措置体制の確立等についての防火指導を実施する。

4 火薬類対策

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の強化並びに火薬類取締法に規定する基準の遵守及び保安教育の徹底を図るものとする。

- (1) 火薬類製造所等の所有者等に対し、法令に規定する基準に当該施設を維持させるなど保安の監督指導を行うものとする。
- (2) 必要に応じて、保安体制の確立を図るように指導するものとする。

5 毒物劇物対策

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第203号）で指定されている毒物・劇物は、毒性の強い物質である。災害時における小事故でも初期の扱いを誤った場合は、大規模な事故につながる可能性があるため、保安体制の強化並びに毒物及び劇物取締法に規定する基準の遵守

第2編 災害予防計画
第6章 ライフライン施設等の災害予防対策
第6節 危険物施設等の災害予防対策

及び保安教育の徹底を図るものとする。

- (1) 県及び消防本部は、「毒物劇物営業者等」及び「要届出業務上取扱者」に対し、製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外への飛散、漏れ、流出又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じるよう監督指導を行うものとする。
- (2) 県は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の販売業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、適切な管理等の徹底を指導する。

6 原子力発電施設以外の放射性物質対策

原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握に努める。災害時における放射性物質の漏洩を防止するため放射性物質の管理者に対し、保安体制の強化及び保安教育の徹底を図るものとする。

第7章 個別の災害予防対策

第1節 水害予防対策

[総務部、都市整備部、農林水産部]

本市の区域を流れる主要河川は、日野川、愛知川、蛇砂川（八日市新川）及び大同川の4河川であり、日野川の支川に佐久良川、愛知川の支川に加領川がある。

この内、日野川及び愛知川は、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されている。また、琵琶湖についても水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されている。

洪水浸水想定区域：資料編10-4参照

一方、蛇砂川は、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されていないものの、地先の安全度マップでは周辺の広い範囲の地域に浸水をもたらすと想定されており、集中豪雨時には氾濫し、市街地に浸水被害をもたらす危険性が高い。

このような水害の危険性の高い地域において、市民の生命を守るため、河川整備を推進し、風水害時における警戒避難体制を整備する。

重要水防区域(河川)：資料編10-1参照

1 河川対策

(1) 蛇砂川（八日市新川）の河川改修促進

集中豪雨による市街地の浸水被害を解消するため、県による蛇砂川（八日市新川）河川改修の促進を図る。

ア 近江八幡市西生来町地先から本市市辺町地先にかけての捷水路(バイパス)と現況河道の整備

イ 河道の屈曲が著しい区間における河道線形の是正

ウ 本市尻無町付近で蛇砂川の洪水を分流し愛知川へ放流する八日市新川の整備

(2) 愛知川の河川改修促進

愛知川の洪水浸水想定区域が本市の八日市、永源寺、五個荘、愛東、湖東及び能登川地区に指定されており、風水害時に河川が決壊又は溢水した場合、大規模な水害が発生する危険性があり、県による愛知川河川改修の促進を図り、浸水被害の回避を図る。

ア 河道の掘削及び樹木伐採による流下能力の向上

イ 堤防の補強

(3) 日野川の河川改修促進

過去に日野川は、佐久良川合流地点等において水害が発生している。市は、県による日野川河川改修の促進を図り、浸水被害の回避を図る。

ア 河道の掘削による流下能力の向上

イ 蛇行区間の河道改修による水害発生リスクの軽減

(4) 洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備

市は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域の指定がある河川について、ハザードマップ等により洪水浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該洪水浸水想定区域ごとに以下の事項について定める。

ア 水位到達情報の伝達方法

- イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ウ 洪水浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地。また、ウに該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画等については市に報告する。さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を毎年実施する。

要配慮者利用施設一覧：資料編8-2参照

2 ため池対策

市内のため池は、老朽化傾向がみられ災害の発生する危険がある。決壊等の災害が発生した場合、農業被害にとどまらず、公共施設、人家等にも及び、人命被害の発生する危険もある。よって、ため池の決壊等による災害を防止するため、以下のため池対策を推進する。

重要水防ため池：資料編10-2参照

(1) ため池管理者への点検及び対策の指導

毎年、定期的のため池点検を実施し、異常が確認されれば必要な対策を講じるように指導する。なお、震度4以上の地震が発生した場合は、堤高15m以上の防災重点ため池、また、震度5弱以上の場合は、全ての防災重点ため池について、管理者は緊急点検を実施し、その結果を24時間以内に市農村整備課へ報告するよう指導する。

☞防災重点ため池：決壊した場合、下流域へ大きな影響を及ぼすおそれがあるもので市内26箇所を指定。水防計画の重要水防ため池と同じ。

(2) 危険箇所の把握

ア 老朽化したため池は、平常時からパトロールを行い、危険箇所を把握する。

イ 災害発生時又は発生のおそれのあるときには、危険箇所の緊急点検を実施する。

(3) 耐震対策の実施

地震による堤体の決壊に伴う被害を防止するため、耐震調査と必要な対策を防災重点ため池について実施する。

(4) ため池等整備事業の推進

防災重点ため池について老朽化等により危険な箇所が発生した場合は、応急対策に加えてため池等整備事業（国庫補助金）等を活用した整備を推進する。

(5) ため池ハザードマップの活用

全ての防災重点ため池について決壊した際の浸水区域や避難経路などを示したため池ハザードマップを作成し、かつ、地域住民に配布し、農村地域の防災・減災対策に活用する。

3 農業用河川工作物対策

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）で築造後の年数が経過したものについては、周辺地域の自然的、社会的条件の変化等に起因して、ぜい弱化している。河川増水時に災害の発生するおそれのあるものについては、災害を未然に防止するため、整備補強等の改善措置を講じる。

4 ダム対策

本市には、農業用ダムとして愛知川上流永源寺地区に県管理の永源寺ダム（関西電力の発電にも利用）が設置されており、洪水調節機能の強化に当たり出水期間に気象予測等から洪水発生が予測される場合（基準降雨量を超える場合）、事前放流や時期ごとの貯水位設定を行うこととされている。市は、県に対し、堤防の安全度の向上、耐震点検、整備等を要請していく。また、本市に関係するそのほかのダムを含めて、洪水時等に適切な連絡体制をとる。

(1) 保守管理の徹底

(2) 洪水予備警戒時、洪水警戒時、洪水時の安全管理措置の徹底

5 市街地の浸水対策

市街地の浸水を解消するため、雨水排水路の整備を図る。

第2節 土砂災害予防対策

[都市整備部、農林水産部]

山地崩壊地、崩壊危険箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐ事業の推進を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域については、災害の防止を図る観点から市街化の抑制を図る。

1 治山事業の推進

(1) 治山事業

ア 保安林を対象として、山地崩壊地、崩壊危険箇所等において、治山施設を整備するとともに森林の維持造成を図るため、造林及び保育事業、保安林改良事業等を実施する。

イ 復旧治山事業及び保安林整備等の事業を実施するとともに、人家裏山等の災害に対しては、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対象事業等を実施する。

(2) 治山調査

災害危険箇所を定期的に調査し、地震が発生したときは、緊急調査等を行う。

山地災害危険地：資料編10－6参照

2 土石流対策の推進

(1) 土石流対策

ア 土石流災害による被害を未然に防止又は軽減するため、砂防事業の促進を図る。また、危険地区に対して降雨状況を速やかに把握する措置等を講じる。

なお、特に指定避難所の設定が困難で孤立する可能性が高い山間部において、危険区域に公共施設に係る地域は、指定避難所として利用可能な公共施設を確保するため、優先してハード対策を実施するよう県に要請を行う。

イ 砂防指定地にえん堤及び流路工をはじめ各種砂防工事を実施する。

(2) 土砂災害の発生が予測される危険箇所の巡視等

ア 土砂災害の危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。

イ 災害危険箇所に変化が見られる場合、専門家等による調査等を実施する。

ウ 大規模地震が発生した場合は、災害危険箇所の緊急調査を実施する。

土砂災害危険箇所：資料編10－5参照

3 急傾斜地災害予防対策の推進

(1) 事業の実施

危険度・重要度の高い土砂災害警戒区域を中心として、急傾斜地崩壊防止工事を実施し、市域の保全を図る。

なお、特に指定避難所の設定が困難で孤立する可能性が高い山間部において、危険区域に公共施設に係る地域は、指定避難所として利用可能な公共施設を確保するため、優先してハード対策を実施するよう県に要請を行う。

(2) 急傾斜地の周知

平素から、急傾斜地に関する資料等を市民に対して提供し、土砂災害警戒区域の周知徹底と、防災知識の普及に努める。

(3) 急傾斜地の崩壊による危険箇所の巡視等

ア 急傾斜地危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。

- イ 災害危険箇所に変化が見られるときは、専門家等による調査等を実施する。
- ウ 大規模地震が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を実施する。

土砂災害危険箇所：資料編10-5参照

4 土砂災害警戒区域警戒避難対策

土砂災害防止法第7条の規定に基づく土砂災害警戒区域における警戒避難対策を確立し、地域住民の安全に万全を期す。また、土砂災害ハザードマップの配布等により、市民に対し土砂災害警戒区域に関する情報、避難情報の発令及び伝達方法、指定避難所等の周知を図る。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域：資料編10-7参照

(1) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域内にある自治会に対しては、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を市から各自治会長等へ伝達し、地域住民の迅速な避難を確保する。また、地域住民に対しては、防災情報告知放送システム等により避難情報を速やかに伝達し、迅速な避難を確保する。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある自治会の土砂災害に関して安全な避難施設、避難経路、避難誘導体制等をあらかじめ確定し、周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

指定緊急避難場所・指定避難所：資料編6-1参照

(3) 防災上の配慮を要する者が利用する施設の安全確保

主として要配慮者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合、土砂災害警戒情報や避難情報を市から施設管理者へ迅速に伝達し、利用者等の安全確保を図る。(市から施設管理責任者への電話連絡網又は防災情報告知放送システムによる。)また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、市に報告する。さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を毎年実施する。

要配慮者利用施設一覧：資料編8-2参照

(4) ハザードマップの作成

土砂災害警戒区域内の住民、要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒区域を示したハザードマップの配布等により、土砂災害に対する危険性を周知する。

第3節 火災予防対策

[総務部、企画部、農林水産部、東近江行政組合消防本部、消防団]

1 火災予防

火災の発生を未然に防止し、又は一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び消防本部は、火災予防及び消防体制の整備を図る。併せて、同時多発火災及び大規模延焼火災に備える。

(1) 予防消防の強化充実

ア 火災予防に関する普及宣伝

火災発生及び拡大を最小限に抑えるため、市民に対して防火思想の普及及び災害時の火災予防の徹底を図る。

イ 地形・建物等の状況及び水利の調査

管内全域にわたり、地形、道路、建物等の状況や水利の実態を把握するため、定期的に調査を行う。

ウ 火災予防査察体制の強化

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき、消防対象物へ立ち入って検査等を行い、火災の発生を未然に防止する。

(ア) 定期予防査察

(イ) 特別予防査察

エ 指定防火対象物に対する火災予防の徹底

学校、病院、事業所、興業場等その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条の規定）及び消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物（消防法第17条の規定）の関係者に対し、自主防火管理及び自衛消防体制の指導強化を図る。

(2) 消防力の整備強化

ア 消防組織の充実

(ア) 消防組織の充実並びに消防団員の確保に努める。

(イ) 火災における初期消火が特に重要であることから、自主消防組織、自警団、女性防火クラブ等の結成及び育成強化を図る。

(ウ) 同時多発火災や延焼に備え、消防隊の編成及び移動並びに相互応援協定締結市町の応援を受けた場合の活動体制について検討する。

イ 消防団員の育成及び教育訓練

(ア) 滋賀県消防学校における操法、教養、幹部教養等各職務における教養訓練に参加させることにより、消防団員の育成及び教育訓練に努める。

ウ 消防施設等の整備強化

(ア) 火災時の消火活動、火災その他の災害時の行動を迅速かつ能率的に行うため、現有消防自動車等の保全整備及び性能検査を実施することにより、緊急時の即応体制の確立に努める。

(イ) 予防行政の指導強化と災害現場活動を容易にするため、通信連絡網の充実を図る。

(ウ) 消防力の整備指針に基づき、消防機械、器具等の整備拡充を図る。

エ 消防水利の整備

(ア) 貯水槽及び耐震性貯水槽の整備を図る。

(イ) 普通河川の老朽水利施設（水門等）の改修を施設管理者に要請する。

(ロ) プールの水を常に溜め置くことをその管理者に要請する。

(エ) 水圧確保のため、消火栓のメッシュ化、ループ化及び多重化を図る。

(オ) 消火栓の設置場所を検討し、整備を図る。

(3) 相互応援協定の充実

大規模災害、産業災害等の予防及び鎮圧に万全を期すため、近隣市町等をはじめ、広域市町を含めて相互応援協定の連携強化に努める。

2 林野火災予防計画

林野火災は、乾期の風による樹木の枝の摩擦で発生する可能性があるが、ほとんどの場合、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものである。市、消防本部及び消防団は、林野火災消防体制を強化するとともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

(1) 防火対策の強化

防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図るとともに、消防車両等の進入に配慮した林道整備に努める。

(2) 巡回監視及び指示広報

森林レクリエーション地域及び自然的条件により山火事等の森林被害が発生するおそれのある森林等について、林野火災発生危険度の高い時期を重点的に巡視する。

林野内作業、登山、ハイキング等の入山者によるタバコ、たき火等の不始末による火災を防止するため、火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

(3) 火入れ作業等に対する措置

火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、市の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林所有者等に火入れをする旨の通知をしなければならない。また、市は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。

(4) 相互応援体制の整備

林野火災の場合、市、消防本部及び消防団の力だけでは防衛しきれない場合があるので、あらかじめ近隣市町と林野火災の場合の相互応援協定を結んでおくものとする。

(5) ヘリコプターの要請

ア 航空機及び要員の確保

イ 空中消火基地の選定

第4節 雪害予防対策

[都市整備部、健康福祉部]

雪害から市民の生活を守り、冬季の交通の確保を図るために雪害対策を推進する。

1 道路雪害対策

各道路管理者は、冬季の道路交通の安全を確保するため、毎年「雪寒対策計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。

(1) 除雪路線及び実施区域の分担

雪寒対策計画は、各道路管理者において毎年定める。除雪の実施区域の分担は次のとおりとし、必要に応じて県及び関係機関と協議する。

ア 名神高速道路：西日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

イ 国道8号：国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所

ウ 上記以外の国道、主要地方道及び県道：県土木交通部道路課及び東近江土木事務所

エ 市道：東近江市

(2) 情報提供

各道路管理者は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供できるよう機器の整備等に努める。

(3) 除雪体制の整備

豪雪に備えるため、また、主要道路の交通を迅速に確保するため、除雪協力業者の拡充及び除雪機械の確保に努める。

2 雪に強いまちづくりの推進

冬季の雪害から市民の生命と生活を守るため、雪に強いまちづくりを推進する。

(1) 雪に強い地域づくり

ア 安全な道路の整備

県と連携し、豪雪になった場合においても孤立集落が生じないように、集落と市街地とを結ぶ道路の整備を推進する。

イ 雪崩防止施設の整備

県と連携し、雪崩災害から集落や道路を守る雪崩防止施設の整備を推進する。

ウ 地域防災力の強化

豪雪になった場合においても市民の安全が守れるように、集落内における食料などの備蓄を図るなど、集落の地域防災力強化を推進する。

(2) 雪処理の担い手確保の推進

ア 地域コミュニティによる雪処理

屋根の雪下ろしなど雪処理の基本は自助であるが、地域で高齢化等が進んでいる状況を踏まえ、市は、地域コミュニティが共同して雪下ろしを行うシステムを整備するよう働きかける。

イ 要配慮者対策の推進

市と自治会等が共同して雪下ろしの困難な要配慮者をあらかじめ把握し、豪雪時には雪下ろしを支援する体制を整備する。

第2編 災害予防計画
第7章 個別の災害予防対策
第4節 雪害予防対策

ウ 広域連携による雪処理体制の整備

消防団等による広域応援による雪処理体制をあらかじめ整備し、豪雪時には早期に応援に入る仕組みを確立する。

エ 雪処理ボランティアの活用

豪雪時には、市内及び市外から雪処理ボランティアを募集し、速やかに雪処理の担い手の確保を図る。

第5節 農林水産業関係の災害予防対策

[農林水産部]

本市では、市街地周辺の低地部で農業及び畜産が、東部の山地部で林業が、琵琶湖沿岸では漁業が営まれている。災害が発生した場合における農林水産関係の被害を抑制するため、農林水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行う。

1 調査報告体制

災害が発生した場合、迅速かつ的確に農林水産業の被害調査を行う。また、被害状況の調査及び被害即報の取りまとめを迅速に行うため、関係課及び関係機関と連携して調査報告体制を整備する。

2 農業対策

(1) 農業施設

ア 農業用河川工作物

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の定期的な点検を実施し、改修の必要な施設については、土地改良施設維持管理適正化事業（補助事業）等により計画的な改修を行う。

イ 農業用ため池

地震や豪雨による決壊被害を未然に防止するため、日常点検による危険箇所の把握と対策を行う。重要水防ため池については、耐震調査を実施し、必要に応じた耐震対策を推進する。

ウ その他の農業施設

農道、農舎等の農用施設については、改修及び整備を積極的に推進する。

(2) 農作物

気象情報に留意して常に予防の措置を講じるとともに、時期別に各種の災害を想定し、作物別の技術的な予防措置及び対策について指導する。

3 畜産対策

(1) 畜産施設

災害時における被害の防止を図るため、施設の安全性確保を図ることとし、畜舎、鶏舎等の補修、新築、改築工事等の対策を指導する。

(2) 畜産物

畜産物については、雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底を図り、災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

4 林業対策

(1) 林業施設

林道については、側溝、暗渠等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や伐採の規制等適正な対策を講じる。

(2) 林産物

林産物については、その種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

5 水産業対策

(1) 水産施設

荷さばき所、倉庫、冷蔵庫等共同利用施設の整備及び水産諸施設の流失防止に対する適正な措置を指導する。

(2) 漁船

漁船については、避難流失、衝突、座礁防止等の措置を講じるよう指導する。

(3) 水産物

水産物被害の防止と軽減を図るため、その予防措置及び対策について指導する。

第6節 宅地防災対策

[都市整備部]

都市化の進行による市街地周辺部農地の宅地開発が、雨水流出量の増加をもたらし、排水河川が不足し、地盤が低い住宅地の浸水の原因となっている。

適正な雨水の排除対策と良好な宅地開発を推進するため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導を実施する。

1 宅地防災の推進

(1) 宅地防災月間における広報活動の実施

ア 梅雨期及び台風期に備えて、市民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し、災害のないまちづくりに寄与するため、5月1日から5月31日までを「宅地防災月間」と定め、広報活動を実施する。

イ 防災パトロールの実施

ウ ポスターの掲示

エ 広報紙等による広報

オ 広報車による広報

カ 市ホームページ等のインターネットによる広報

キ テレビ、ラジオ、CATV等の放送による広報

ク 防災情報告知放送システムによる広報

(2) 適正な雨水排除対策と良好な宅地開発の指導

八日市地区については、農地転用及び建物の新築に当たっては、雨水の排水先の有無に関わらず雨水を地下へ浸透させるよう誘導することにより宅地防災を図る。

2 宅地防災に関する事業の推進

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

ア 危険区域内の既存不適格住宅の移転促進指導

イ 移転を実施する場合の補助金の交付

(2) 土砂災害対策改修支援策

ア 土砂災害特別警戒区域内の既存適格住宅に外壁等の改修をする場合の補助金の交付

(3) 水害、土砂災害等危険箇所における市街化の抑制

ア 都市計画法による土地利用規制

イ 水害及び土砂災害等危険箇所に関する情報公開の推進

第7節 地震災害予防対策

[都市整備部]

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、県及び市は、南海トラフ法第5条第1項第1号及び同法施行令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県及び市は、次に掲げる施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画において年次計画を定め、その整備に努める。

- (1) 避難地、避難路
- (2) 消防用施設等及び消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (3) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート等
- (4) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- (5) 次に掲げる施設で、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ア 医療機関、社会福祉施設
 - イ 公立の幼稚園、小学校、中学校
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (6) 河川管理施設
- (7) 農業用排水施設であるため池で地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線設備
- (10) 飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (11) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (12) 老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策

2 長周期地震対策

南海トラフ地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、市は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

第8節 原子力災害事前対策

[全部局]

原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、福井県敦賀市、美浜町、おおい町及び高浜町に立地している原子力事業所で原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

1 平常時の安全対策

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から以下の安全対策を講じる。

- (1) 市は、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。また、県及び市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に参画し、原子力事業者との連携・協力のもと、住民の安全確保、市内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。
- (2) 市は、県との緊密な連携のもと、周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングの評価結果について速やかに把握する。

2 災害応急対策の体制整備

(1) 原子力災害対策マニュアルの作成

市は、原子力災害対策マニュアルを作成し、職員及び防災関係機関に周知し、活動手順、使用する資機材、装備の使用方法等の習熟に努めるものとする。

(2) 職員の参集体制

市は、原子力災害発生時における職員の非常参集体制の整備を図る。

(3) 職員の配備体制等

市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等についてあらかじめ定めておく。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

市は、国（原子力規制庁）、県、県警察、消防本部、医療機関その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を確立し、相互に情報交換を行い、原子力防災体制の整備及び強化を図る。

(5) 消防の相互応援体制の整備

市は、国、県及び消防本部と協力し、消防の相互応援による人命救助活動等を行うための受入体制の整備に努める。

(6) 自衛隊への派遣要請手続及び受入体制

市は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を迅速に行うことができるよう、あらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図る。

3 退避及び避難体制の整備

市は、市民等の退避及び避難のための指示等を行った場合において、避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

4 救助・救急、消火及び防災活動資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全確保及び応急対策活動の円滑な実施を図るためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要である。市は、国、県、県警察、消防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

5 教育・研修及び防災知識普及計画

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する教育及び研修を実施することにより、防災業務担当職員等の原子力防災知識を高める取組みを推進する。また、市民が、原子力防災に関する基礎的な知識を備え、万一の事態が発生した場合に円滑な防護活動を実施することができるよう、市は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して市民の原子力防災に関する知識の普及に努める。

6 防災関係機関相互における情報通信設備の整備

原子力災害時には、応急対策活動の円滑な推進のため、情報通信手段及び経路の多様化を図る必要がある、防災情報システム及び多様な通信媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

7 市民に対する情報連絡・伝達体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、市民に提供すべき情報の項目について次によりあらかじめ整理しておく。

- (1) 原子力災害及び現地における応急対策の状況
- (2) 市域における影響の有無及びその程度
- (3) 市、県及び国等が講じている応急対策に関する情報
- (4) 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- (5) 県環境放射線モニタリングシステムデータ
- (6) 県環境試料モニタリングデータ
- (7) 原子力事業者の測定データ
- (8) 福井県原子力環境監視センターデータ
- (9) 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- (10) 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- (11) (国研)量子科学技術研究開発機構のサイト
- (12) (公財)原子力安全研究協会のサイト等

8 緊急時モニタリングに対する協力体制の整備

福井県に立地する原子力事業所から大量の放射性物質の放出があった場合、原子力事業所から周辺環境に飛散した放射性物質の状況及び放射線量に関するデータの迅速な把握並びにその状況を迅速かつ的確に市民に提供することが重要となる。市は、原子力規制委員会の統括の下で設置される緊急時モニタリングセンター（国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係道府県（PAZを含む道府県及びUPZを含む道府県をいう。）、原子力事業者、関係指定公共機関等の要員により編成される。）が実施する緊急時モニタリングに協力する体制を整備する。

9 防災訓練の実施

第2編 災害予防計画
第7章 個別の災害予防対策
第8節 原子力災害事前対策

市は、県、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、必要な防災訓練を単独又は共同して実施する。

- (1) 災害対策本部等設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 市民に対する情報伝達訓練
- (7) 市民避難及び避難所等運営訓練